

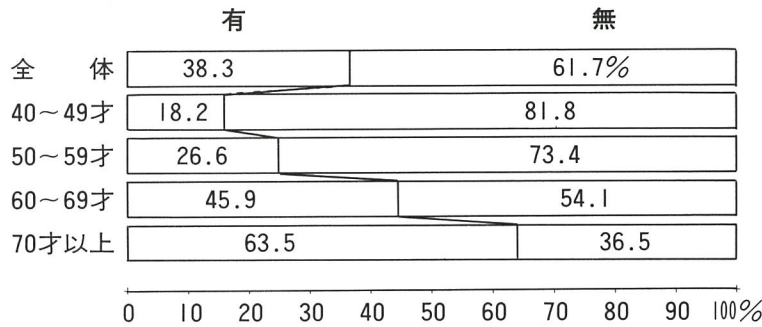
〔医療受診の状況〕

図5参照

年齢が高くなるにつれて、治療を受けている人が多くなり、60才以上になると2人に1人の割合で医者通いをしていることとなります。

受診内容は、高血圧、心疾患、糖尿病、腰痛、神経痛が、主なものでした。

図5 医療受診の有無



アンケートに、御協力いただきありがとうございます。

国民年金

共済組合員の夫に
扶養されている皆さんへ…

四月から、法律の改正により、夫が共済組合の加入者で、夫に扶養されている二〇歳以上六〇歳未満の妻は、保険料を納める必要のない加入者（第三号被保険者）として、全員国民年金に加入し、老齢基礎年金を受けることができるようになります。

その保険料は、夫の加入する共済組合が負担することになります。今までは国民年金に加入されている方も、そうでない方も、保険料を納める必要はありませんが、その代わり、あらかじめ届出をしていただくこととなります。

届出のしかた
夫の勤務先から配付される届出用紙に必要事項を記入し、夫の勤務先で確認を受け、次の期日までに役場年金係へ提出してください。

その他の注意事項
あなたが、次の一つにでもあてはまるときは、届出の必要はありません。

現在、厚生年金、船員保険や共済組合の加入者
・大正十五年四月一日以前（一日も含む）に生まれた方
・主として夫の収入により生計を維持していない方（夫の共済組合員証の被扶養者でない場合）
・農業者年金の加入者

夫の勤務先で確認を受けない場合には、次の書類を持参してください。

私立学校教職員／共済組合員証（又は組合員資格証及び健康保険証）
農林漁業団体職員／健康保険者証及び共済組合員証
国家公務員、地方公務員等／共済組合員証
地方職員の団体組合員／健康保険者証及び団体組合員証

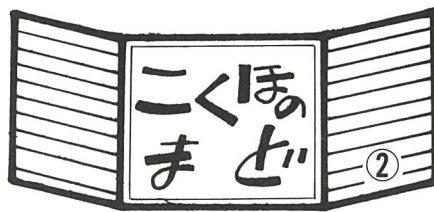
※十一月に配付されている現況届は使用できません。

この取扱いは、共済組合に加入している妻に扶養されている夫の場合も同様です。

四月分からの国民年金保険料の納付書がきたときは、納めなようにお願いします。

詳しいことは役場年金係へお問い合わせください。

☎ ④ 1 2 1 2 (代)
⑨ 2 0 3 1 0 3

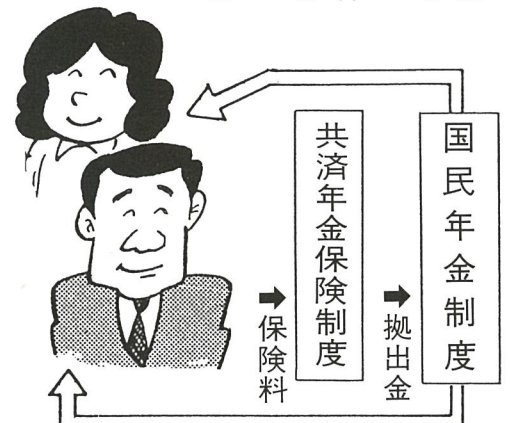


保険証の話

一次に該当する場合は住民福祉課窓口で手続きを！

(1) 親元から離れて学校に通っている学生には、単独で被保険者証が交付されます。これを(学)被保険者証といい、手続きには在学証明書、印鑑、現在

の被保険者証が必要です。(2) (学)被保険者証の交付を受けて



いる者が学生でなくなった場合は、印鑑を持参の上該当届と同時に(学)被保険者証を返還して下さい。

(3) 各施設等に入所した場合は、(学)被保険者証が交付されます。現在の被保険者証、印鑑、在園証明書等が必要です。

(4) 七十才未満の国保加入者で、二十年以上又は四十才以後十年以上会社等に勤務して、現在、厚生年金等を受給している方と、その被扶養者は退職被保険者証が交付されます。手続きには年金証書、印鑑、現在の被保険者証が必要です。

◎ 詳しくは、保健衛生課国保係まで。(電)四一―一五八 (傳)五四三―〇五